

議案第9号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1. 事業名 メディカルコミュニティみやきプロジェクト
2. 契約の目的 メディカルコミュニティみやき複合施設の設計業務、建設業務に関する関連整備業務
3. 事業場所 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1074番地2
4. 契約金額 ¥2,389,728,000—
 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額¥177,016,888—)
5. 契約の相手方 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原3033番地3
 氏名 株式会社 メディカルみやき
 代表取締役 栗山清規

平成31年 3月 1日提出

みやき町長 末安伸之

提案理由

この議案は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条及びみやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

事業仮契約書

- 1 事業名 メディカルコミュニティみやきプロジェクト
- 2 事業場所 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1074番地2
- 3 契約期間 自 平成31年4月1日 ～ 至 平成33年3月31日
- 4 契約金額 金 2,389,728,000 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 177,016,888 円)
- 5 履行保証保険契約 金 238,972,800 円

6 上記の事業について、管理者等と選定事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「PFI基本方針」という。）に基づき、管理者等及び選定事業者が相互に協力し、選定事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

また、この契約の締結及びその履行に際し、管理者等は、この事業が民間事業者たる選定事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、選定事業者は、この事業が町民の健康増進に資する施設としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

7 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月26日

管理者等

住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏名 みやき町長 末安 伸之



選定事業者

住所 佐賀県三養基郡みやき町大字裳原3033番地3

社名 株式会社 メディカルみやき

代表取締役 栗山 清規



本書は仮契約であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条及びみやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、みやき町議会の議決を得た日に本契約として成立する。

みやき町議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより選定事業者に生ずる如何なる損害についても、管理者等は、その責めを負わない。